

中原中・小学校避難所運営委員会の運営要領

災害時等に中原中学校避難所と中原小学校避難所（以下、避難所）とする町会・自治会など（以下、関係団体）で中原中・小学校避難所運営委員会（以下、運営委員会）を組織し、以下の通り運営要領を取り決める。

1. 運営委員会の目的は、関係団体の住民が災害時等に避難所に避難した時に、総合的な避難所の運営管理体制を確立することとする。
2. 関係団体とは、次の通り災害時等に住民が避難所に避難する次の町会・自治会などとする。
 - ・加賀町町会（一部の住民が避難対象）
 - ・サンパセオ新柏アネックス互助会（全住民が避難対象）
 - ・サンパセオ新柏管理組合（全住民が避難対象）
 - ・新柏住宅自治会（全住民が避難対象）
 - ・新柏二丁目第二自治会（全住民が避難対象）
 - ・つくしが丘町会（一部の住民が避難対象）
 - ・名戸ケ谷町会（一部の住民が避難対象）
 - ・東豊住町会（一部の住民が避難対象）
3. 幹事団体とは、関係団体のうち次の団体とし、幹事団体は、運営委員会の活動を推進する母体となり委員長、副委員長を選出する。
 - ・加賀町会
 - ・サンパセオ新柏アネックス互助会
 - ・サンパセオ新柏管理組合
 - ・新柏住宅自治会
 - ・新柏二丁目第二自治会
4. 運営委員会の委員は、関係団体から代表者他若干名を選出する。委員の任期は特に設けない。
5. 運営委員会の構成は、次の通りとする。
 - (1) 平常時の構成
関係団体から選出の委員、増尾地域ふるさと協議会・中原中学校・中原小学校の関係者等
 - (2) 避難所開設時の構成
関係団体から選出の委員、中原中学校・中原小学校の関係者、行政などの関係者、避難者の代表（避難者の代表は、実際に避難生活を行っている者の中から参加してもらう）
 - (3) 関係団体から選出の委員は、運営委員会の会議への代理出席を認める。
6. 運営委員会の活動は次の通りとする。
 - (1) 平常時の活動
 - ①運営委員会の運営に関すること

- ②避難所のマニュアル作成に関すること
 - ③情報交換・連絡体制の確立に関すること
 - ④訓練の実施に関すること
 - ⑤その他必要な事項
- (2) 避難所開設時の活動
- ①避難者の安全確保、二次災害の防止対策
 - ②避難所の運営
 - ③その他必要な事
- (3) 中原小学校が避難所として開設された場合は、運営委員会は中原中学校と同様に避難所の運営にあたる

7. 運営委員会には次の班を設け、各班は関係団体の役員や避難者の代表などで編成する。

- (1) 総務班：避難所の管理、生活ルール作成と周知、避難者名簿の作成、その他各班に属さない事項
- (2) 情報班：情報収集・情報発信・情報伝達、行政・施設管理者との連絡調整など
- (3) 食料・物資班：食料・物資の管理・配給、炊き出しに関する事など
- (4) 保健・衛生班：ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関する事など

8. 運営委員会には次の役員を置き、選出方法を次の通り定める。

なお、総務班、情報班、食料・物資班、保険・衛生班は、避難所開設時に役員を選出する。

(1) 委員長 1名

委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集して会務を総括する。

委員長は、幹事団体から選出し、第3条に記載の幹事団体の順番で、1年毎に持ち回る。

(2) 副委員長若干名

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

副委員長は、次年度及び次々年度に委員長になる幹事団体から選出する。

(3) 総務班長 1名、副班長 1名

(4) 情報班長 1名、副班長 1名

(5) 食料・物資班長 1名、副班長 1名

(6) 保健・衛生班長 1名、副班長 1名

9. 運営委員会が行う会議は、委員長が招集し、次の通りとする。

(1) 平常時の会議

年に一度の定例運営委員会を開催する。その他は委員長が必要に応じて運営委員会を招集する。

・定例会は、目途として6月又は7月（委員顔合わせ）

(2) 避難所開設時の会議

委員長が必要に応じて運営委員会を招集する。

10. 運営委員会が収支をともなう活動を行う場合は、会計担当を設け、予算・決算を行い、委員長は予算・決算を運営委員会に報告する。 以上

平成30年11月17日作成、令和3年7月17日改定、令和6年6月29日改定、令和7年9月13日改定